

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の概要

対 象 犯 罪

- 薬物犯罪(違法薬物の輸入や譲渡し等)
- 銃器犯罪(拳銃等の輸入や譲渡し等)
- 集団密航(集団密航者の輸送や収受等)
- 組織犯罪処罰法上の組織的な殺人



傍受実施の要件

- 検察官又は司法警察員の請求に基づく裁判官の令状発付
- 対象犯罪の高度な嫌疑
- 犯罪関連通信が行われると疑うに足る状況
- 他の捜査手法では解明が困難
- 犯人が用いる電話番号等の特定



傍 受 の 実 施

- 傍受の期間は原則10日(延長可(最長30日))
- 通信施設管理者への傍受令状の提示, 常時立会い
- 必要最小限の傍受(スポット傍受)
- 傍受した通信は全て記録(原記録)



記 録 の 取 扱 い

- 原記録を立会人が封印
- 裁判官に遅滞なく提出
- 原記録と同一内容の記録から関連性のない通信を削除(刑事手続で使用するための傍受記録の作成)



事 後 手 続

- 傍受の実施の終了から30日以内に通信当事者に通知(捜査に支障のある場合, 裁判官による延長可)
- 通信当事者による記録の聴取等
- 通信当事者による不服申立て(裁判官がした傍受に関する裁判等の取消し又は変更請求)